

自然に健康になれるとちぎ食の環登録制度実施要領

(目的)

第1条 県民の健康の維持増進と SDGs 達成に資することを目的として、誰もが自然に健康的な食事や食品を選択できる社会環境の質の向上を図るため、分野横断のもと、多様な主体である産学官等が連携・協働し、栄養改善、地産地消の推進、食品ロス削減等に取り組む事業者および市町を登録し、その取組を推進する。

(実施主体)

第2条 栃木県

(対象者)

第3条 健康な食事や食品の生産から消費までの主流化を目指す事業者（法人その他の団体をいう。）及び市町（以下、「事業者及び市町」という。）を対象とする。

(取組の内容)

第4条 事業者及び市町の登録は、別表1に掲げる取組を実施することを要件とする。

(登録の区分)

第5条 登録は次の各号に掲げる区分により行う。

- (1) 健康的な食事（以下、「食の環メニュー」という。）を提供する飲食サービス業者
- (2) 健康的な食品（以下、「食の環食品」という。）を製造する食料品製造業者
- (3) 食の環メニュー及び食の環食品の流通（流通・販売）を支援する飲食料品小売・卸売業者
- (4) 食の環メニュー及び食の環食品の普及啓発を支援するフォロワー事業者
- (5) 食環境の向上を目指すまちづくりに取り組む市町

2 前項第4号に規定するフォロワー事業者とは、メディア事業者、金融業者、食の環メニュー及び食の環食品を利用者に提供する職場等をいう。

(登録の申請)

第6条 第4条に定める取組を実施し、登録を希望する事業者及び市町は、別記様式第1号により、必要な書類を添えて栃木県保健福祉部健康長寿推進課長（以下「健康長寿推進課長」という。）に申請するものとする。

2 前項の申請にあたっては、登録の区分（第5条）に応じ、別記様式第2号の1～5に該当する様式により取組計画を作成し、健康長寿推進課長に提出するものとする。

(審査及び登録)

第7条 健康長寿推進課長は、前条に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは登録するものとする。

2 健康長寿推進課長は前項の規定により登録したときは、登録証を当該登録者に交付するものと

する。

- 3 登録者(第5条第1号(5)に掲げるものを除く)は、利用者の見やすい場所に登録証を掲示し、登録者である旨及びその取組内容を明示することとする。

(取組の報告)

第8条 登録者は、事業実施年度の翌年5月末日までに、登録の区分(第5条)に応じ、別記様式第3号の1～5に該当する様式を作成し、健康長寿推進課長に報告するものとする。

- 2 前項にかかわらず、健康長寿推進課長は必要に応じ、登録者の状況を確認することができる。

(登録事項の変更)

第9条 登録者が登録申請に関する基本情報(別記様式第1号)及び取組計画(別記様式第2号の1～5)の登録事項に変更があったときは、別記様式第4号により健康長寿推進課長に届け出るものとする。

- 2 健康長寿推進課長は、前項の届出があった場合は、第7条第1項の規定に準じて審査し、適当と認めるときは変更を認めるものとする。
- 3 健康長寿推進課長は、前項の規定により変更を認めたときは、変更後の内容を記載した登録証を交付するものとする。

(登録の辞退)

第10条 登録者は登録を辞退する場合は、別記様式第5号により健康長寿推進課長に届け出るものとする。

(登録の取り消し)

第11条 健康長寿推進課長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1)登録の辞退があったとき
 - (2)本要領に定める取組を行わないことが明らかになったとき
 - (3)法令に違反したとき
 - (4)その他登録者として適当でないと認められるとき
- 2 健康長寿推進課長は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を当該登録者に通知するものとする。
 - 3 登録を取り消された者は、直ちに登録証の掲示を中止しなければならない。

(県による支援)

第12条 健康長寿推進課長は、登録を希望する者に対し、登録等に関する相談に応じるとともに、必要な指導・助言を行うものとする。

(県民に対する情報提供)

第13条 健康長寿推進課長は、登録者について、健康長寿推進課が運営するホームページ等によ

り周知を図るとともに、県の広報媒体等を活用して広く県民に情報提供することとする。

- 2 健康長寿推進課長は、第6条第1項及び第2項により提出された登録事項及び取組計画並びに第8条に規定する取組報告について、公表するものとする。

附 則

この要領は、令和8(2026)年7月1日から適用する。

(別表 1)

登録の区分	重点課題分野		取組番号	取組内容
(1) 飲食サービス事業者 (食の環メニュー)	栄養	いずれか 必須	1-1-1	今日からいいカラダ飯メニューの提供 P F C 比率たんぱく質13～20%E、脂質20～30%E、炭水化物50～65%E、エネルギー量(650～850kcal) 及び ごはんパン麺類の170～220 g、魚肉卵大豆製品の90～150 g、野菜きのご海藻いも140 g 以上、塩分3.5g未満
			1-1-2	きれいを満たすウィークデーメニューの提供 P F C 比率たんぱく質13～20%E、脂質20～30%E、炭水化物50～65%E、エネルギー量(450～650kcal) 及び ごはんパン麺類の150～180 g、魚肉卵大豆製品の60～120 g、野菜きのご海藻いも140 g 以上、塩分3.0g未満
			1-1-3	健康いきいきやわらかメニューの提供 P F C 比率たんぱく質13～20%E、脂質20～30%E、炭水化物50～65%E、エネルギー量(450～650kcal) 及び ごはんパン麺類の150～180 g、魚肉卵大豆製品の60～120 g、野菜きのご海藻いも140 g 以上、塩分3.3g未満
	地産地消	任意	1-2-1	主食（ごはん、パン、麺（中華麺及びパスタは除く））は県産の原材料を使用
			1-2-2	原材料（主食を除く）として使用する農産物（ただし、県内で生産されていない食材は除く）の概ね 5 割以上が県産農産物
			1-2-3	県産農産物を原材料（ソース類、付け合せ類等を除く主要な原材料）としたメインの料理（麺類においては具を含む）を年間を通して 1 品（地産地消メニュー）以上を提供
			1-2-4	料理に使用する材料の産地等を、消費者にわかりやすい表現で、見やすい位置に表示
			1-2-5	地産地消の推進を積極的に行うとともに、県産農産物の情報提供
	食品ロス削減	任意	1-3-1	食べられる適量での料理提供
(2) 食料品製造業者 (食の環食品)	栄養	いずれか 必須	2-1-1	「え！これ減塩!？」シリーズの製造数量または売上数量を○%以上増加 ナトリウムに係る栄養強調（低減）表示の基準を満たす食品
			2-1-2	「ふわっとカット！」シリーズの製造数量または売上数量を○%以上増加 脂質に係る栄養強調（低減）表示の基準を満たす食品
			2-1-3	「たっぷり！食物繊維」シリーズの製造数量または売上数量を○%以上増加 食物繊維に係る栄養強調（増加）表示の基準を満たす食品
	地産地消	任意	2-2-1	食品開発・製造・販売の過程における地産地消に関する取組の実施
	食品ロス削減	任意	2-3-1	食品開発・製造・販売の過程における食品ロス削減に関する取組の実施
(3) 飲食料品小売・卸売業者	栄養	いずれか 必須	3-1-1	食の環メニューや食の環食品のコーナーを常設
			3-1-2	食の環メニューや食の環食品の売上数量を○%以上増加
			3-1-3	食の環メニューや食の環食品の取扱店舗数を○%以上増加
	地産地消	任意	3-2-1	地産地消の推進に関する取組の実施
(4) フォロワー事業者	栄養	いずれか 必須	4-1-1	食の環メニューや食の環商品の啓発を年 2 回以上実施
			4-1-2	食の環登録制度登録者を対象とする資金調達相談窓口の設置及び相談内容の充実
			4-1-3	食の環メニューや食の環食品を職場の売店等で販売
			4-1-4	社員食堂等で食の環メニューを提供
	地産地消	任意	4-2-1	地産地消の普及啓発に関する取組の実施
	食品ロス削減	任意	4-3-1	食品ロス削減の普及に関する取組の実施
(5) 市町	基本	必須		県が実施する「自然に健康になれるとちぎ食の環プロジェクト事業」に参画 庁内他課等と連携した食環境整備に係る会議や連絡会の実施
	栄養	任意		食の環メニューの利活用促進を実施（例：市町イベントや健康教室、まちおこしの割引券などの景品等で活用） 食の環食品の利用促進を実施（例：市町イベントや健康教室、まちおこしの割引券などの景品等で活用） 栄養格差の縮小（個人）減塩・適正体重維持・野菜摂取・栄養バランス・若い女性のやせ等の栄養改善 栄養格差の縮小（環境）地域や所得等の格差を含む地域共生などの社会環境を踏まえた食環境の質の向上に取り組む
	地産地消	任意		地産地消の推進に関する取組の実施
	食品ロス削減	任意		食品ロス削減の推進に関する取組の実施

※登録については、いずれの登録の区分も重点課題の栄養分野において、必須となる取組の要件があります。